

女川町監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行なったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和6年10月17日

女川町監査委員 木村 繁

女川町監査委員 木村 公也

監査結果報告書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和6年10月10日（木）
場 所 女川町役場 3階 大会議室B
監査委員 木村 繁・木村 公也

3 監査の対象

今回は委託料に絞り、監査委員合議の上で4つの事業を抽出の上監査した。

- (1) 観光誘致事業業務委託料（産業振興課）
- (2) 観光誘導標識等整備計画策定業務委託（産業振興課）
- (3) 出島・寺間地区公衆トイレ建築設計業務委託（産業振興課）
- (4) 海岸広場指定管理料（産業振興課）

4 監査の着眼点（評価項目）

委託内容等が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

所管課から監査調書として委託契約状況調べ及び関係資料を提出の上、その概要の説明を受け、質疑応答を行うという形で監査を行った。

6 監査の結果

今回監査した4つの事業については、一部の仕様書において業務量が確認できないものがあつたが、そのほかは概ね適正に運用されていると認められた。

（意見）

上記の仕様書について、業務量が確認できるよう仕様内容の見直しを望む。